平成２７年（フ）第７９号
佐賀県杵島郡大町町大字福母2902番地６、旧住所佐賀県杵島郡白石町大字堤3565番地３
江島団地３号
債務者　荒木　道佳（旧姓熊谷）
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第３６９号
熊本市北区鶴羽田３丁目１番55号　ルーブル菊南202
債務者　木佐貫嘉夫
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２４７号
鹿児島県鹿児島市柳町９番９号（中元ビル302号）
債務者　永井　宏憲
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２６５号
鹿児島県鹿児島市坂之上５丁目６番25号（コーポ恵107号）
債務者　藤山由紀恵
1　決定年月日時　平成27年８月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第６３号
鹿児島県鹿屋市旭原町3615番地８　サンリットヒルⅠ204号
債務者　西　　幸福
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第６７号
鹿児島県鹿屋市川西町3616番地10　２号棟
債務者　大田　　勉
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第２８１号
静岡県浜松市北区根洗町1113番地の６　恵風苑５号室
債務者　大原　優子
1　決定年月日時　平成27年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１０８号
釧路市白金町23番135号　ハイツテクノス301号室
債務者　田附　梨恵（旧姓工藤・市原）
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月５日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第３９７号
東京都武蔵野市緑町２丁目４番38号第二清嵐ハイツ303
債務者　市川　健也
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３０４４号
大阪市住吉区我孫子東２丁目７番８―905号
債務者　城戸　勇樹
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１３３号
大阪府交野市私部西５丁目７番３―510号
債務者　田中　博子
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１８号
岡山市中区平井1114番地28
債務者　吉田　好美
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月20日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第１３１号
東京都港区三田１丁目２番16号　ブレインプラザ
破産者　ピーシーエム株式会社
1　決定年月日　平成27年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３２号
東京都港区三田１丁目２番16号　ブレインプラザ
破産者　アイジーエス・パートナーズ株式会社
1　決定年月日　平成27年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３３号
埼玉県鶴ヶ島市脚折町６丁目14―12、開始決定時の住所埼玉県鶴ヶ島市大字藤金800―49
破産者　土谷　昌輝
1　決定年月日　平成27年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８８号
名古屋市東区東桜１丁目２番26号
破産者　株式会社ヒューマンフライト
1　決定年月日　平成27年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９号
神戸市東灘区住吉浜町18番地18、商業登記簿上の本店所在地兵庫県高砂市高砂町藍屋町1692番地
破産者　松景精麦株式会社
1　決定年月日　平成27年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部